

道の駅内灘サンセットパーク商品販売促進企画業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「道の駅内灘サンセットパーク商品販売促進企画業務」を委託するにあたり、受注候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（1）業務名

道の駅内灘サンセットパーク商品販売促進企画業務

（2）業務内容

別に定める「道の駅内灘サンセットパーク商品販売促進企画業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

（3）提案限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

1, 100, 000 円

（4）業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- （1）地方公共団体等に対し、本案件と同程度の実績があること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- （3）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (6) 内灘町暴力団排除条例（平成 24 年内灘町条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

4. スケジュール

内容	期日
募集告知の開始	令和 8 年 7 月 17 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 31 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時
参加資格の確認結果の通知	令和 8 年 8 月 5 日（水）
提案書等の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時
審査委員会の開催	令和 8 年 8 月 12 日（水）
選定結果の通知	令和 8 年 8 月下旬
契約締結・業務開始	令和 8 年 8 月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 1）にて行うものとする。

(1) 様式 町ホームページに掲載

(2) 提出方法 電子メールにて提出

メールアドレス：kikaku@town.uchinada.lg.jp

メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 受付期限 令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時まで

(4) 回答日 令和 8 年 7 月 31 日（金）

(5) 回答方法 質問内容及び回答を取りまとめて町ホームページに掲載

(6) 連絡先 内灘町都市整備部企画振興課 TEL：076-286-6727（直通）

6. 参加手続き等

1) 参加表明書及び誓約書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式2）及び誓約書（様式3）を提出すること。

（1）様式 町ホームページに掲載

（2）提出方法 電子メールにて提出

メールアドレス：kikaku@town.uchinada.lg.jp

メールのタイトルは「プロポーザルへの参加表明（事業者名）」とすること。

（3）提出期限 令和8年8月3日（月）午後5時まで（必着）

（4）連絡先 内灘町都市整備部企画振興課 TEL：076-286-6727（直通）

（5）参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果に関しては、令和8年8月5日（水）までに電子メールにより通知する。

2) 提案書等の提出

本プロポーザルに対する提案は、次に定める書類を提出すること。

（1）提出書類 ①届出書 （様式4）

②業務経歴書（様式5）

③提案書 （任意様式）

④業務工程表（任意様式）

⑤参考見積書（任意様式）

（2）様式 町ホームページに掲載

（3）提出部数 各1部

（4）提出方法 電子メールにて提出

メールアドレス：kikaku@town.uchinada.lg.jp

メールのタイトルは「プロポーザルに対する提案（事業者名）」とすること。

（5）提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

（6）連絡先 内灘町都市整備部企画振興課 TEL：076-286-6727（直通）

7. 事業者の選定方法

(1) 審査委員会

事業者の選定は、庁内で組織する「道の駅内灘サンセットパーク商品販売促進企画業務に関するプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 選定方法

審査委員会の委員が、評価基準（7.（3）評価基準）に基づき、プロポーザル参加者より提出された提案書等を審査・採点するものとし、プレゼンテーションは実施しないものとする。

合計得点が最も高いプロポーザル参加者を本業務の受注候補者として選定するものとする。ただし、最高得点の者が複数ある場合は、「提案に対する見積金額の妥当性」の評価の点数が高い者を選定するものとし、同点により選定できない場合は、審査委員会の協議により1者を選定するものとする。また、同様の方法により、次点受注候補者も併せて選定するものとする。

(3) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
提案書	仕様書に定める業務内容に対しての提案内容	
	① 既存商品の商品力の検証及び商品の高付加価値化の提案	20/100
	② 市場調査の実施及び調査結果を踏まえた商品開発の方向性の提案	20/100
	③ 観光情報の発信に関する提案	20/100
	仕様書に定めない業務内容に対しての事業者独自の提案内容	10/100
業務工程	業務工程の合理性	10/100
業務実績	地方公共団体等における同種事業の業務実績	10/100
見積金額	提案に対する見積金額の妥当性	10/100
合計点		100/100

(4) 審査結果の通知

選定した事業者に対しては、その旨を文書にて通知する。また、選定に漏れた事業者に対しても、その旨を文書にて通知する。

8. 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 不正行為が認められた場合
- (4) 「2. (3)提案限度額」を超えた場合
- (5) 「3. 参加資格」の要件を満たしていない場合

9. 契約手続き

町は、選定した事業者と業務仕様書・提案書等の内容を基本として協議し、改めて見積書の提出を求め、その結果を踏まえ委託契約を締結する。ただし、選定された提案書等の内容及び協議結果によって、業務仕様書の一部を変更したうえで、契約を締結する場合がある。

10. その他留意事項

- (1) 提案書等の提出者数が1者の場合も、審査を実施する。
- (2) 提案書等の作成・提出にかかる一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提案書等に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 提案書等の提出後の修正、追加及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は返却しないものとし、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (7) この実施要領に定めのない事項については、必要に応じて町と選定した事業者とが協議して定めるものとする。

11. 問い合わせ先

内灘町都市整備部企画振興課

住所：〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL：076-286-6727（直通） FAX：076-286-6709 Mail：kikaku@town.uchinada.lg.jp